

災害時協力井戸



を募集しています！！



災害時協力井戸とは？

災害による断水時にのみ、井戸の所有者及び管理者の善意により生活用水（清掃、トイレ等飲用以外）として近隣の方々に無償で提供することが可能として市に登録された井戸です。



対象となる井戸の条件

- ① 市内にある井戸で、井戸水を汲み上げることのできるポンプ、つるべがあること。
- ② 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ③ 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- ④ 井戸枠等があるなど、井戸水を利用する上で安全な形態の井戸であること。
- ⑤ 井戸の所有者と管理者が異なる場合において、協力井戸に登録されることに対して、双方の同意があること。
- ⑥ 協力井戸の所在地等を公開することについて、所有者及び管理者の同意があること。



登録方法

「登録申出書」を危機管理防災課へ提出。申込受付後、現地確認のうえ登録完了。

【申込・問合せ先】 福山市危機管理防災課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
電話：084-928-1228 ファックス：084-926-0845



⚠️ 注意事項

- ① 登録後にお渡しする「登録標識」を、利用者が見えやすい場所に掲示してください。
- ② 所有者のみなさんの善意に基づく井戸のため、市が水質検査をしたり、維持管理に要する費用等を助成することはありません。
- ③ 登録した井戸について、所有者等の使用を制限するものではありません。
- ④ 登録された井戸は、災害時に必ず水を提供することを義務付けるものではありません。

福山市災害時協力井戸制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時において生活用水を供給するために、市内にある生活用水を供給できる井戸を災害時協力井戸（以下「協力井戸」という。）として登録し、もって災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害時」とは、自然災害等により上水道設備が被災し、断水が発生した時をいう。
- (2) 「生活用水」とは、飲用水以外の日常生活に使用される水をいう。

(登録の要件)

第3条 協力井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内にある井戸で、井戸水を汲み上げることのできるポンプ、つるべがあること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- (4) 井戸枠等があるなど、井戸水を利用する上で安全な形態の井戸であること。
- (5) 井戸の所有者と管理者が異なる場合において、協力井戸に登録されることに対して、双方の同意があること。
- (6) 協力井戸の所在地等を公開することについて、所有者及び管理者の同意があること。

(登録の手続き)

第4条 協力井戸の登録を受けようとする者は、災害時協力井戸登録申出書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の登録申出書を受理したときは、内容等を審査し、協力井戸として適当であると認められる場合は災害時協力井戸登録決定通知書（別記様式第2号）を、認められない場合には災害時協力井戸不登録決定通知書（別記様式第3号）を協力井戸の登録を受けようとする者に通知するものとする。

(標識の掲示)

第5条 市長は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、登録標識を交付するものとする。

- 2 前項の登録標識を交付された登録者は、利用者が見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 登録者は、交付された登録標識を紛失、滅失、汚損又は破損した場合は、災害時協力井

戸登録標識紛失等届出書（別記様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

4 市長は、前項の届出書を受理したときは、登録標識を再交付するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録変更届出書（別記様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（登録の解除）

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書（別記様式第6号）の提出があったとき。

(2) 第3条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（別記様式第7号）により、登録者に通知するものとする。

3 登録者は、登録が解除された場合は、交付された登録標識を市長に返還するものとする。ただし、登録標識を紛失又は滅失した場合は、災害時協力井戸登録標識紛失等届出書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）5月16日から施行する。

災害時協力井戸登録申出書の記入要領

1 申出者

本制度に申し出される方の名前、住所、電話番号を記入し、所有者、管理者（同一の場合は両方）の口に✓印を付けてください。

2 所有者又は管理者

所有者と管理者が異なる場合に名前、住所、電話番号を記入してください。

3 井戸の仕様等

(1) 井戸の所在地

井戸の所在地を記入してください。

(2) 井戸の位置

井戸のある場所について、宅地内、田畑、その他の別について口に✓印を付けてください。宅地内については、屋内、屋外の別についても口に✓印を付けてください。

(3) 汲み上げ方法

井戸水の汲み上げ方法について、電動ポンプ、手動ポンプ、つるべ等、その他の別について口に✓印を付けてください。電動と手動いずれも使用可能な場合は、電動・手動併用の口に✓印を付けてください。

(4) 停電時の使用

電動ポンプについては、停電時に自家発電等により使用可能な場合は可能の口に✓印を付け、使用不可能な場合は、不可能の口に✓印を付けてください。

(5) 利用状況

井戸を日常的に利用されている場合は、日常的に利用しているの口に✓印を付け、井戸の利用用途について、飲料水、生活用水、事業（業務）用水、かんがい用水、その他の別について口に✓印を付けてください。あまり利用していない場合は、あまり利用していないの口に✓印を付けてください。

(6) 水量

井戸の水量について、該当するものの口に✓印を付けてください。

(7) 水質検査

水質検査を定期的実施されている場合は口に✓印を付け、水質検査の結果、飲用可能、飲用不可能の別について口に✓印を付けてください。水質検査を実施していない場合は、水質検査は実施していないの口に✓印を付けてください。

4 情報の公開

個人が所有（管理）する井戸の場合、情報の公開は任意となっておりますので、次の項目を記入してください。

(1) 公開の時期

市のホームページへの情報公開について、常時掲載してよいか、災害時のみの掲載を希望するかの別について口に✓印を付けてください。

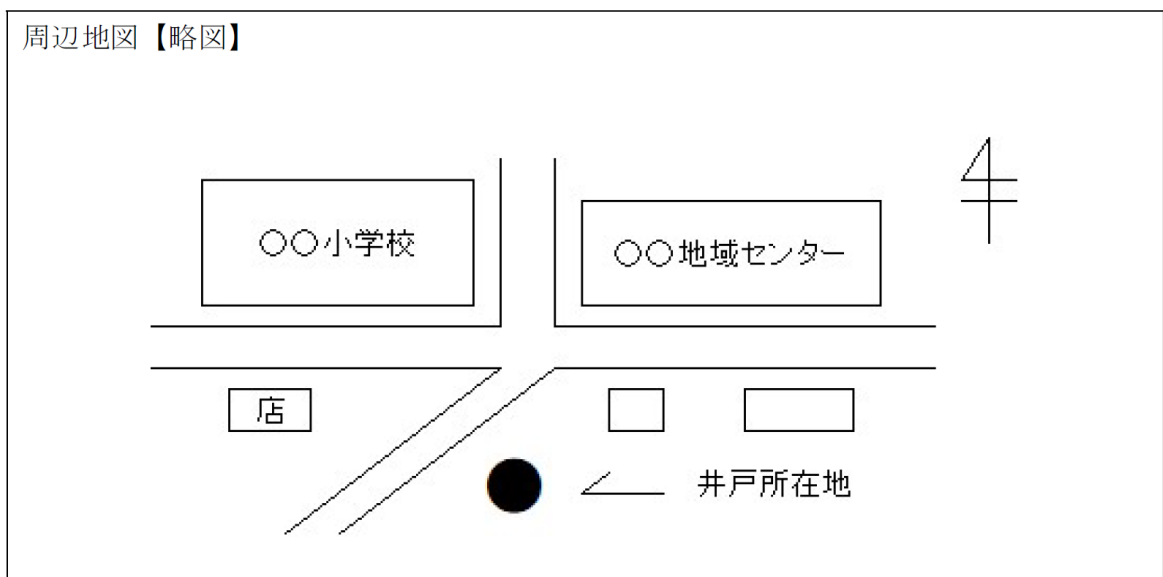
(2) 個人名の公開

市のホームページへの情報公開について、個人名（苗字のみ）を公開することについて、同意する、同意しないのいずれかの口に✓印を付けてください。

5 周辺地図【略図】

井戸のある場所を示した周辺の地図を簡単に記載してください。※住宅地図等を別に添付しても構いません。

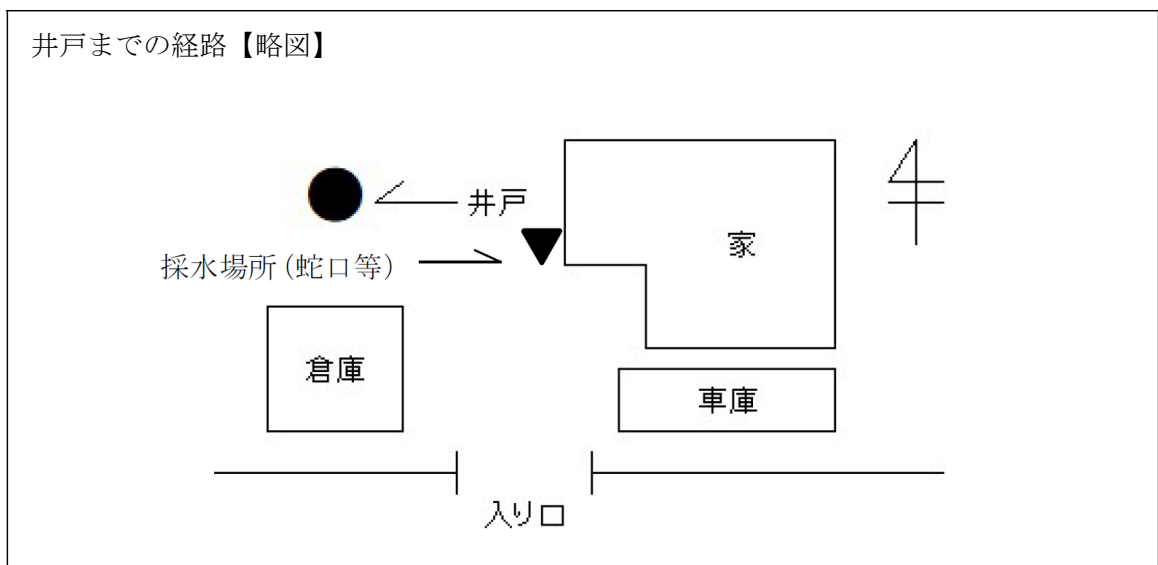
(記載例)



6 井戸までの経路【略図】

敷地内等の入り口や建物配置を記載し、井戸の位置と採水場所を示してください。

(記載例)



災害時協力井戸登録申出書

年 月 日

福山市長 様

私が所有(管理)する井戸について、「福山市災害時協力井戸制度実施要綱」に賛同し、災害時協力井戸として申し出ます。

申出者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者	名前	
	住所	
	電話番号	
所有者又は管理者 ※申出者と異なる 場合のみ記入	名前	
	住所	
	電話番号	
井戸の仕様等	井戸の所在地	福山市
	井戸の位置	<input type="checkbox"/> 宅地内 (<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他 ()
	汲み上げ方法	<input type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> 手動ポンプ <input type="checkbox"/> 電動・手動併用 <input type="checkbox"/> つるべ <input type="checkbox"/> その他 ()
	停電時の使用	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能
	利用状況	<input type="checkbox"/> 日常的に利用している (<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水(洗濯、掃除、風呂等) <input type="checkbox"/> 事業(業務)用水 <input type="checkbox"/> かんがい用水 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> あまり利用していない
	水量	<input type="checkbox"/> 水量は確保されている <input type="checkbox"/> 渇水時には枯れることがある <input type="checkbox"/> 不明
情報の公開 ※事業所は公開	公開の時期	<input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 災害発生時のみ
	個人名の公開	<input type="checkbox"/> 同意する (表示例：(苗字) 邸) <input type="checkbox"/> 同意しない

(裏面に続く)

周辺地図【略図】

井戸までの経路【略図】

※提供いただいた個人情報については、この事業以外の目的には使用しません。

(災害時協力井戸の登録の条件)

- 1 市内にある井戸で、井戸を汲み上げることのできるポンプ又はつるべがあること。
- 2 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- 3 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- 4 井戸枠等があるなど、井戸水を利用するうえで安全な形態の井戸であること。
- 5 井戸の所有者と管理者が異なる場合において、協力井戸に登録されることに対して、双方の同意があること。
- 6 協力井戸の所在地等を公開することについて、所有者及び管理者の同意があること。